

敦賀市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所「あいあい」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が開設する指定一般相談支援事業所（以下「事業所」という。）は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う地域移行支援及び障がいの特性に起因して生じた緊急時の相談等を行う地域定着支援を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 前条の目的を達成するため、地域移行支援においては、利用者の意思及び人格を尊重し、地域及び家庭との結び付きを重視しながら漫然かつ画一的な支援とならないよう実施するとともに、市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適切かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。

2 前条の目的を達成するため、地域定着支援においては、利用者の意思及び人格を尊重し、常時の連絡体制を確保するとともに、市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適切かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年法律第123号）、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 敦賀市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所「あいあい」
- （2）所在地 福井県敦賀市東洋町4番1号
敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人
 - （2）相談支援専門員 1人以上
 - （3）地域移行支援・地域定着支援担当者 1人以上
- 2 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援担当者の人数は、厚生労働大臣が定める基準を下まわらないようにするものとする。
- 3 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 4 相談支援専門員及び地域移行支援・地域定着支援担当者は、地域移行支援及び地域定着支援に係る相談等を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則として、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除く）。ただし、緊急の場合は除く。
- (2) 営業時間 原則として、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、緊急の場合は除く。

（相談支援の提供方法及び内容）

第6条 地域移行支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域移行支援計画の原案を作成すること
- (2) 利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること
- (3) 利用者の居宅への訪問等を行い、面接によるアセスメントを実施すること
- (4) 計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を聴取すること
- (5) 地域移行支援計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること
- (6) 地域移行支援計画を利用者に交付すること
- (7) 必要に応じ、地域移行支援計画の変更を行うこと
- (8) 利用者と適時面接し、利用者の状況の的確な把握に努め、地域生活への移行に関する相談等を行うこと
- (9) 必要に応じて、地域生活への移行に関する外出の際の同行を行うこと
- (10) 必要に応じ、指定障害福祉サービス事業者等への委託により、地域生活に移行するための障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の体験的な利用の支援を行うこと
- (11) 必要に応じ、厚生労働大臣が定める基準を満たす場所において、指定障害福祉サービス事業者等への委託等による体験的な宿泊の支援を行うこと

2 地域定着支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域定着支援台帳の作成に関すること
- (2) 利用者等に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること
- (3) 利用者の居宅への訪問等を行い、面接によるアセスメントを実施すること
- (4) 必要に応じ、地域定着支援台帳の変更を行うこと
- (5) 適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保すること
- (6) 利用者と適時面接し、利用者の状況を把握すること
- (7) 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急時には、速やかに利用者の居宅に訪問等を行って状況を確認するとともに、必要に応じて、利用者の家族や関係機関等との連絡調整、厚生労働大臣が定める基準を満たす場所において指定障害福祉サービス事業所等への委託等による一時的な滞在による支援等を行うこと

（利用者等から受領する費用の額等）

第7条 相談支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、市町村から代理受領するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、敦賀市の区域とする。

（利用者等への事前の説明等）

第9条 事業所は、指定一般相談支援の提供に際してサービス内容等の当該指定一般相談支援の利用に関する事項を契約書及び重要事項説明書等に明記し、利用者等に

説明を行い、同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第 10 条 事業所は、従事者を対象とした虐待の防止を普及・啓発するための研修の実施、成年後見制度等の利用の支援、苦情解決体制の整備、虐待防止委員会の設置等の措置を講じるものとする。

- 2 事業所の従事者は、利用者が虐待を受けている可能性のある場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。
- 3 虐待の防止に関する責任者は、管理者とする。

(業務継続計画の策定等)

第 11 条 事業所は、感染症や災害等の発生時において、利用者に対する指定一般相談支援の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防及びまん延防止のための措置)

第 12 条 事業所は、事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従事者の研修)

第 13 条 事業所は、事業所の従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

(秘密の保持)

第 14 条 事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は市社協会長が定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。

附則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。